

公 告

鳴門病院労働組合から夏季一時金の要求に関して令和8年6月18日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

徳島県知事 後藤 田 正 純

鳴門市撫養町黒崎小谷32番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場